

公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年6月16日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

# 財政援助団体等監査報告（１）

## 第１ 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘 事項 件数	意見 件数
公益財団法人 久留米市都市公園管理センター	令和２年１月１４日～ 令和２年４月３０日	３	１

## 第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成３０年度及び令和元年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第３ 団体の概要

### １ 団体の概要

- (１) 基本財産 ７, ３００, ０００円（平成３１年３月３１日現在）
- (２) 設立年月日 昭和５８年３月３１日
- (３) 設立の目的 久留米市に協力して、公園施設の整備促進及び維持管理を行うとともに、適正な公園の管理運営並びに緑化の推進及び動物愛護思想の普及啓発に努め、公園機能の増進を図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (４) 事業の概要
  - ア 公益目的事業
    - (ア) 公園施設等の維持管理、利用促進及び水辺環境の管理に関する事業
    - (イ) 都市緑化の推進、緑の保全及び緑化啓発の推進に関する事業
    - (ウ) 久留米市鳥類センターの管理運営及び動物愛護思想の普及啓発に関する事業
    - (エ) 市民流水プールの管理運営及び利用促進に関する事業
  - イ 収益目的事業
    - (ア) 筑後川河川敷ゴルフ場の管理運営及び利用促進に関する事業
    - (イ) その他当該財団の目的達成に必要な事業
- (５) 役員及び職員数 理事１３名、監事２名、評議員１１名、職員２１名  
(平成３１年４月１日現在)

### ２ 久留米市との関係

#### (１) 出資

久留米市は、３, ０００, ０００円を出捐している。（平成３１年３月３１日現在）

#### (２) 財政援助

平成３０年度において、事業活動費７０６, １６６, ５６１円に対して、４９, ４１９, ８６７円の補助金交付を行っている。

(3) 指定管理者

久留米市は、当該団体を「久留米市内都市公園315箇所」の指定管理者として指定している。

ア 指定管理料 平成30年度決算額 313,464,784円

イ 指定期間 平成30年4月1日～令和3年3月31日

ウ 選定方法 非公募

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は1名である。

## 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

1. 職員が小口現金で消耗品を購入する際、職員個人が所有するポイントカードを使用してポイントを取得しているものがある。
2. 新規に設置した看板に係る工事代金について、固定資産として計上すべきものを、修繕費で支出している。
3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引で取得したリース資産を資産計上せず、そのリース料を賃借料として費用計上しているものがある。

### 意 見

久留米市都市公園管理センターは、公園等管理事業と鳥類センター（市民流水プールを含む。）事業を主とする公益目的事業とゴルフ事業を主とする収益目的事業を行う公益財団法人である。

ゴルフ事業の収支は、管理内容や集客サービスの経営努力などにより平成30年度から黒字に転じているが、長門石、城島両ゴルフ場も利用者及び収入は減少している。全国的なゴルフ人口減少のなか、リピーターの高齢化や嗜好の多様化などにより今後も利用者の減少が見込まれる。直近では新型コロナウイルス感染症対策の影響も先行き不透明である。

頻発する大規模浸水被害の影響で安定した事業収入の確保は容易でない。

中長期の経営見通しについて精査・分析を行い、事業を継続するかどうか久留米市所管部局と協議されたい。

## 財政援助団体等監査報告（２）

### 第１ 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘事項 件数	意見 件数
一般財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	令和２年１月１４日～ 令和２年４月３０日	５	１

### 第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成３０年度及び令和元年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第３ 団体の概要

#### １ 団体の概要

- (１) 基本財産 ３０,０００,０００円（平成３１年３月３１日現在）
- (２) 設立年月日 平成２年５月３１日
- (３) 設立の目的 久留米市及び地域団体等と連携しながら、農業文化の健全なる発展、伝統あるつつじ文化の振興、緑花木の生産振興を図るとともに、久留米市が耳納北麓一帯を事業区域として展開する「みどりの里づくり」事業の主要活動団体として、管理運営する施設の有効活用を図ることにより、地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- (４) 事業の概要
  - ア 久留米市世界つつじセンターの施設の維持管理に関する事業
  - イ クルメツツジをはじめとするツツジ類の保存・育成及び普及推進に関する事業
  - ウ 農業関連施設の適切な維持管理・運営に関する事業
  - エ 農業体験・都市農村の交流に関する事業
  - オ 農産物、農業等の情報発信に関する事業
  - カ 耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創生パッケージ（久留米市東部を職・遊・交流のエリアとして創生する政策）に関する事業
  - キ その他みどりの里づくり事業に関する事業
  - ク その他当該団体の目的達成に必要な事業
- (５) 役員及び職員数 理事６名、監事２名、評議員４名、職員１４名（平成３１年４月１日現在）

#### ２ 久留米市との関係

##### (１) 出資

久留米市は、２０,０００,０００円を出捐している。（平成３１年３月３１日現在）

(2) 財政援助

平成30年度において、事業活動費265,609,264円に対して、42,929,082円の補助金交付を行っている。

(3) 指定管理者

久留米市は、当該団体を「複合アグリビジネス拠点施設（道の駅くるめ）」「久留米ふれあい農業公園」の指定管理者として指定している。

ア 複合アグリビジネス拠点施設（道の駅くるめ）

(ア) 指定管理料 なし

(イ) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

(ウ) 選定方法 非公募

イ 久留米ふれあい農業公園

(ア) 指定管理料 平成30年度決算額 25,775,000円

(イ) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

(ウ) 選定方法 公募

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は2名である。

## 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指 摘 事 項

1. 道の駅くるめ事業に係る業者への発注・支払い等を含む経理業務全般について、各担当者の業務が明確に区分されておらず、支払時に責任者が決裁を行うという内部統制も実質的に行われていない。
2. 道の駅くるめ清掃業務について、業務委託の契約期間終了後、契約継続の意思決定が確認できる書面がないまま同じ業者へ業務委託し、10年間支払いを続けている。
3. 世界つつじセンターの消耗品購入において、当該団体の契約事務規程では複数の業者から見積書を徴取しなければならないとしているが、1者のみから見積書を徴取し、消耗品を購入しているものがある。
4. 久留米市へ譲渡済みの倉庫及び休憩室について、当該団体にとって実質的資産価値は無いにも関わらず、繰延資産として計上されている。
5. 道の駅くるめにおいて、所有権移転外ファイナンスリース契約が締結されており、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が行われているが、財務諸表に会計期間の末日における未経過リース料の注記がされていない。

## 意見

久留米市みどりの里づくり推進機構（以下「機構」という。）は、久留米市が耳納北麓一帯を事業区域として展開する「みどりの里づくり」事業の主要活動団体である。世界つつじセンター（以下「センター」という。）やふれあい農業公園、道の駅くるめを管理運営し、その有効活用を図っている。

久留米つつじの需要が低迷するなか、センターの認知度は市の内外を問わず高いとは考え難い。市内主要駅に案内チラシを設置していないなど集客努力も不足しており改善の余地は大きい。耳納山麓の豊かな自然に恵まれたセンターは、観光ポイントとしても活用できる有力な資源であり、関係部局と連携して振興策を検討されたい。

指摘事項でも述べたとおり、機構の事務局機能は極めて脆弱であり、業務リスクが生じている。財務の信頼性や法令遵守など懸念材料が多く、人材の確保・育成など機構全体の組織体制強化と内部統制機能の向上を図る必要がある。久留米市所管部局と協議されたい。

# 財政援助団体等監査報告（3）

## 第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

対象団体	期 間	指摘 事項 件数	意見 件数
株式会社 ハイマート久留米	令和2年1月14日～ 令和2年4月30日	4	1

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成30年度及び令和元年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

## 第3 団体の概要

### 1 団体の概要

- (1) 資本金 666,000,000円（平成31年3月31日現在）
- (2) 設立年月日 平成5年5月10日
- (3) 設立の目的 衰退化しつつある商店街を地域住民のための「暮らしの広場」に再生しようとするコミュニティマート構想を推進することを目的とする。
- (4) 事業の概要
  - ア 都市再開発ならびに都市環境整備の調査企画実施、コンサルティング
  - イ 市場調査、広告・宣伝等商店街振興に関する情報収集及び提供
  - ウ 講演会・音楽会・演劇などの企画実施及び商店街・商店に対するイベント企画実施
  - エ 貸ホール、貸会場の経営
  - オ 駐車場経営
  - カ 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
  - キ 商店街の区域内の土地及び空店舗の活用整備に関する業務
  - ク 商店街の清掃、整備に関する業務
  - ケ 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
  - コ 一般乗合旅客自動車運送事業
  - サ クレジットカード業（クレジットカード発行、立替払、手数料回収をする一連の業務内容）
  - シ ICカード事業、電子マネー事業による、決済、手数料回収、ポイント付与をする一連のサービス業務
  - ス クレジットカード利用者、及びICカード、電子マネー利用者に対する商店街での買い物の割引、宿泊施設への招待、催事への招待、その他各種特典の企画の販売

- セ ICカードの発行及び周辺機器並びにソフトウェア類の取扱と情報の提供業
- ソ 託児所及び保育所の経営
- タ 古物の売買業（骨董品等の販売）
- チ 各種商品卸・小売業及び土産品等の販売業
- ツ 酒類、飲料水の販売業
- テ 自動販売機によるタバコ及び飲料水等の販売業
- ト 介護サービス事業
- ナ 商店街の区域内の広場の運営・管理業務
- ニ 中心市街地の不動産の売買、交換、賃貸借、管理及び利用業務
- ヌ 久留米シティプラザビル8番管理組合業務及び関連業務
- ネ その他前各号に付帯する一切の業務

(5) 役員及び職員数 理事10名、監事3名、職員4名（平成31年4月1日現在）

## 2 久留米市との関係

### (1) 出資

久留米市は、253,100,000円を出資している。（平成31年3月31日現在）

### (2) 財政援助

平成30年度において、事業活動費110,358,191円に対して、14,971,163円の補助金交付を行っている。

### (3) 指定管理者

久留米市は、当該団体を「久留米市一番街多目的ギャラリー」の指定管理者として指定している。

ア 指定管理料 平成30年度決算額 6,480,000円

イ 指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

ウ 選定方法 公募

## 第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

### 指摘事項

1. バッジの作成及び販売が実施されているが、現金販売時に領収書を発行していないものがある。また、バッジの在庫管理も適切に実施されていない。
2. 預金の通帳残高と財務会計システム上の残高について、上席者による月次での整合性チェックが実施されていない。
3. 貯蔵品として資産計上されている電球類が、決算時に棚卸しがなされていない。  
また、この電球類が保管されている倉庫の所有者は久留米市であるが、行政財産使用許可の申請がなされていない。
4. 特定の職員について、月次の時間外勤務の時間が100時間を超える状況が常態化している。



## 意見

ハイマート久留米は、久留米市を筆頭株主とする株式会社であり、中心市街地における商業集積を促し、賑わいを創出する総合的なまちづくり会社である。組織面では、代表取締役社長及び同副社長には久留米商工会議所の正副会頭を充てているが、無報酬で非常勤である。また、常務取締役（兼総務部管理部長）とまちづくり事業部長の2名には久留米市職員OBを充て、その他の職員は1年更新の契約社員を主に構成している。欠員3名を生じている（平成31年4月1日現在）。

当該団体の収支は現在黒字であるが、西鉄久留米駅前を除いた中心商店街の年間を通じた歩行者通行量は、若干増加しているように見受けられるものの依然少ない。久留米シティプラザ開業効果を十分に発揮出来ているとは言い難い。組織体制を見ると、経営ノウハウの蓄積や継続・安定的な人材と要員の確保が十分とは言えない。中心商店街、久留米市、商工会議所等とさらなる協力関係を構築できる人材の確保が求められる。経営形態を含め指摘したハイマート久留米の問題について、久留米市所管部局と早急に改革案を作成すべきである。